

小松市子育てプロモーションロゴマークの使用に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、結婚から出産、子育て、就学、進学に至るまでのライフステージを、切れ目ないさまざまな取り組みでサポートを提供する本市の魅力をPRするためのシンボルとして活用する子育てプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定においてロゴマークとは、別図第1に掲げるデザインをいう。

(プロモーションロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、小松市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、小松市長（以下「市長」という。）に「小松市子育てプロモーションロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号 以下「申請書」という。）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業の内容や具体的な使用方法がわかるもの（企画書等）
- (2) 使用者の業務内容が分かるもの（定款、規約、会則等及び収支決算書等）
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 国又は他の地方自治体が使用するとき
- (2) 報道機関が報道のために使用するとき
- (3) その他市長が認めたとき

(使用の承認)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、使用を承認するときは、「小松市子育てプロモーションロゴマーク使用承認通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。なお、次に掲げる各号いずれかに該当する場合は、承認の対象とはならない。

- (1) 小松市の信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己のシンボルマークおよび商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがあると認められるもの
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの
- (6) その他、承認することが不適切と認められるもの

(完成品の提出)

第7条 承認に関わる物件等は速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと
 - (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと
 - (3) 市が定めた色、縦横比、形等を正しく使用すること
 - (4) ロゴマークの向きを上下、左右、反転して使用しないこと
 - (5) 最小サイズはロゴの部分が 別図第1①③の場合、幅 15mm 以上 / ②④の場合、幅 20mm 以上 とし、ロゴマークの視認性や文字の可読性が損なわれないこと
 - (6) 背景色によってロゴマークの視認性が妨げられる使い方はしないこと
 - (7) 改変する等ロゴマークの独自性やイメージを損なう使い方はしないこと
 - (8) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと
- 2 小松市の充実した子育てサポートを表すメッセージ「子育てするならダントツ小松」と、別図第2のように組み合わせることにより、ロゴマークのイメージを豊かにし、その魅力をより引き立てることができる。

(使用料)

第9条 使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第10条 ロゴマークの使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(承認内容の変更)

第11条 承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、「小松市子育てプロモーションロゴマーク使用変更承認申請書」(様式第3号)にて直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときには「小松市子育てプロモーションロゴマーク使用変更承認通知書」(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(承認内容の取消等)

第12条 市長は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又は第6条の規定に該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

- 2 市長は前項の規定により承認を取り消されたものに対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
- 3 市長は承認を得ずにロゴマークを使用又は使用しようとしている者に対し、その承認に係る物件を停

止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

- 4 ロゴマークの使用の取消し、停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。
- 5 前項の使用の取消し、使用停止等は、その理由を明記した「小松市子育てプロモーションロゴマーク使用承認取消書」（様式第5号）により通知する。

(損失補償等の責任)

第13条 市長は、ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規定は、令和6年2月 日から施行する。

別図第1 小松市子育てプロモーションロゴマーク

①フルカラー1

②フルカラー2

③グレー1

④グレー2



別図第2 小市子育てプロモーションロゴマークと子育てするならダントツ小松との組み合わせ例

例1



例2



例3



年　月　日

小松市子育てプロモーションロゴマーク使用承認申請書

(あて先)

小　松　市　長

団体名 _____

代表者 (肩書) _____ (氏名) _____

住　　所　〒

担当者 氏　　名 _____

送付先住所　〒
_____連　絡　先　　(　　)
_____メール

次により、小松市子育てプロモーションロゴマークを使用したいので、申請します。

また、「小松市子育てプロモーションロゴマークの使用に関する規定」の内容に同意します。

記

使　用　目　的		
使　用　期　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
特　記　事　項		

※ 事業の内容や具体的な使用方法がわかる企画書等を添付してください。

※ 事業者が申請する場合は業務・営業内容が分かるもの（定款、収支決算書等）を添付してください。

※ 使用物件が完成しましたら、速やかに写真またはコピーを提出してください。

※ 申請書は、郵送、メール、FAXでも提出可能です。

(下記には記入しないでください)

提　出　書　類	提　出　日
<input type="checkbox"/> 企画書	年　　月　　日
<input type="checkbox"/> 定款・規約・会則 及び 収支決算書の写し（事業者のみ）	年　　月　　日
<input type="checkbox"/> 使用物件（原本、コピーまたは写真）	年　　月　　日

年　月　日

小松市子育てプロモーションロゴマーク使用承認通知書

様

小松市長

印

年　月　日付けで申請のあった小松市子育てプロモーションロゴマークの使用について、承認した
ので通知いたします。

記

承認番号	第	号	
使用目的			
使用期間	年　　月　　日	～	年　　月　　日
特記事項			

留意事項

- (1) 「小松市子育てプロモーションロゴマークの使用に関する規定」に基づき使用すること。
- (2) 承認した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 承認された内容に虚偽があるときや、小松市子育てプロモーションロゴマークの使用に関する規定に定める使用の対象にはならない要件に該当する時は、その承認を取り消すことがある。
- (4) 承認に関わる物品等は速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

年 月 日

小松市子育てプロモーションロゴマーク使用変更承認申請書

(あて先)

小 松 市 長

団体名 _____

代表者 (肩書) (氏名) _____

住 所 〒 _____

担当者 氏 名 _____

送付先住所 〒 _____

連絡先 () _____

メール _____

承認番号第 _____ 号で承認を受けた、小松市子育てプロモーションロゴマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

承認番号	第 号
変更前	
変更後	

※企画書（レイアウト、スケッチ原稿等など具体的な使用方法がわかるもの）を添付してください。

※ 申請書は、郵送、メール、FAXでも提出可能です。

年　月　日

小松市子育てプロモーションロゴマーク使用変更承認通知書

様

小松市長

印

年　月　日付けで申請のあった、小松市子育てプロモーションロゴマークの使用の変更について、承認したので通知いたします。

記

承認番号	第　　号
変更前	
変更後	

留意事項

- (1) 「小松市子育てプロモーションロゴマークの使用に関する規定」に基づき使用すること。
- (2) 承認した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 承認された内容に虚偽があるときや、小松市子育てプロモーションロゴマークの使用に関する規定に定める使用の対象にはならない要件に該当する時は、その承認を取り消すことがある。
- (4) 承認に関わる物品等は速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

年　月　日

小松市子育てプロモーションロゴマーク使用承認取消書

様

小松市長

印

年　月　日付けで承認した承認番号第
等の使用について、承認を取り消します。

号の小松市子育てプロモーションロゴマーク